

議員提出第10号議案

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67条）第112条および品川区議会会議規則（昭和53年品川区議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

平成 25年 11月 22日

提出者 飯沼 雅子 鈴木ひろ子
石田ちひろ
賛成者 中塚 亮 南 恵子

品川区議会議長

石田 秀男 様

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27年品川区
条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条の規定により、支給する出会に係る費用弁償については、なお従前の例による。

（説明）区議会議員の出会に係る費用弁償を廃止する必要がある。